

都道府県財政指数表

第1 指数表作成の趣旨

都道府県における財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、いろいろな見方があるが、帰するところは、次の3点にあるものと考えられる。すなわち、その1は、その財政運営が堅実であり、よく収支の均衡を保っているかどうか。その2は、その財政の構造が経済変動や地域社会の状態の変化にも耐えて、行政需要に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか。その3は、住民生活の向上や地域経済の発展に即応して、よく適正な行政水準を確保しているかどうかということである。言い換えれば、この3つの条件が財政運営の健全性を測定する最小限度の基準であるともいえよう。

個々の都道府県の財政運営は、その都道府県のおかれている条件により、またその運営方法のいかんにより極めて多様である。しかしながら、いずれの態様をとるとしても、上記の3点について自らの財政の内容を分析し、問題点を解明して、財政の健全性を確保していかなければならない。こうして自らを省み将来の計画を立てようとするに際して、自らと類似した条件にある都道府県の財政の実態を把握することができるならば、それを何らかの手掛かりとすることができよう。

都道府県財政指数表は、以上の観点に基づいて当該都道府県の財政を分析検討するに際して、「現実的で具体性のある尺度」を提供しようとするものである。

この指数表は、「あるべき姿」を想定した尺度でもなければ「理想図」を示したものでもなく、あくまでも現に存在し活動している都道府県の財政を素材として、「都道府県の多様性に応じた現実的で具体性のある尺度」の設定を意図したものであるから、理想像には遠いものであるかもしれない。しかし、それだけ現実的であり、具体的であって、比較検討する場合には、身近なものとして受け入れていただけるであろう。

第2 グループの設定

指数表の作成に当たっては、都道府県を財政力指数によって分類した。

財政力指数とは、
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
という式により算出して得た数値の過去3カ年の単純平均値である。

各グループの設定は、財政力指数によって設定し、配列は、高い数値の道府県順に配列している。したがって、平成25年度は、平成23年度から平成25年度までの3カ年の平均の財政力指数の高い順に配列している。ただし、東京都は他の道府県と行政権能、財政力、規模等において著しく異なるので、財政力指数の高低の配列によらずFグループとした。

なお、財政力指数をグループ設定の基準とした理由は、都道府県は市町村と異なりその数において非常に少なく、人口、産業構造等の要素を組み合わせ、細かく分類することが困難であると同時に、一応財政力指数によって産業構造、県民所得等の要素が加味されていると考えたためである。

グループ		財 政 力 指 数 (平成 23 年度～平成 25 年度)	所 属 団 体	団体数
A		1.000 以上	該当なし	—
B	B1	0.700～1.000 未満	愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府	5
	B2	0.500～0.700 未満	静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、栃木県、群馬県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、宮城県	11
C		0.400～0.500 未満	岐阜県、岡山県、長野県、石川県、福島県、香川県、富山県	7
D		0.300～0.400 未満	山口県、新潟県、奈良県、愛媛県、北海道、山梨県、福井県、熊本県、大分県、山形県、青森県、佐賀県、岩手県	13
E		0.300 未満	和歌山県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、徳島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	10
F		0.87052	東京都	1

第 3 指数表の構成

指数表は、「グループ別主要指数の比較表」、「都道府県別主要指数の比較表」及び「都道府県別指数表」から構成されている。

1. 「グループ別主要指数の比較表」は、一般的事項・財政事項・歳入歳出総額の推移等 27 表からなり、グループごとに人口 1 人当たり額、構成比及び対前年度比等について比較したものである。
2. 「都道府県別主要指数の比較表」は、人口、面積、人口密度、産業構造、県民所得及び財政力指数の推移等都道府県勢の概要のほか、「都道府県別指数表」関係の主な指数について比較検討するのに便利のように各都道府県別に一表に配列したものと、財政分析を行うのに不十分な点を補足するためにより具体的な資料に基づき作成したものからなり、81 表からなっている。
3. 「都道府県別指数表」は、財政分析のための基礎となる比較表であり、次の 3 表からなっている。その 1 は、収入を科目別に区分し、これを一般財源等と特定財源に分け、さらに、それぞれ臨時的なものと経常的なものとに分類し、その人口 1 人当たり額及び構成比、対前年度比等を表示した「収入の状況」である。その 2 は、経費を性質別に区分し、これを臨時的なものと経常的なものとに分け、それぞれに充てられている財源を一般財源等と特定財源に分類し、その人口 1 人当たり額及び構成比、対前年度比等を表示した「性質別歳出の状況」

である。その3は、経費を目的別、性質別にクロス分析させ、これに対する充当財源の状況を人口1人当たり額で示した「目的別・性質別歳出及び充当財源の状況」である。

第4 指数表利用上の注意事項

1. 一般的事項

- (1) この指数表は、「平成25年度地方財政状況調査」等の資料により作成したものである。
- (2) 調査期日は、原則として平成26年5月31日現在である。
- (3) 会計の範囲は普通会計とし、原則として歳入（地方税）及び歳出（歳出合計）から利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金に相当する部分を控除した額を計上している。なお、指定都市所在道府県にあっては軽油引取税交付金相当分を、東京都にあっては特別区財政調整交付金相当分を、それぞれ歳入（軽油引取税交付金相当分は地方税、特別区財政調整交付金相当分は歳入合計）及び歳出（歳出合計）から控除した額を計上した。
- (4) 平成19～25年度の実質収支については、東京都が地方消費税の清算のための財源として翌年度に繰り越した額を含めた額を計上した。
- (5) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を用いた。
なお、住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳登録人口については、外国人住民を含んでいる。
- (6) 表示単位未満の数字がある場合、それぞれを四捨五入した。したがって、切り捨てられる数字の表示は、もともと数字がない場合と同じく「－」の記号を用いている。また、負数は「△」の記号を用いている。
- (7) 東京都は、次の事項について他の道府県と異なる部分があるので留意すること。
「収入の状況」の地方税には、東京都が徴収した市町村税相当分（市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税）が含まれている。「税収入の状況」には、東京都が徴収した市町村税相当分は含まれず、特別区が徴収した道府県税相当分が含まれている。
- (8) 各グループごとの数値及び平均は、原則として加重平均である。

2. 個別的事項

(1) 収入の状況

ア 「一般財源等」と「特定財源」の区分は、地方財政状況調査表の第7表～第13表「歳出内訳及び財源内訳」における財源区分と同様であり、おおむね次のとおりである。

(ア) 一般財源等

地方税、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等

(イ) 特定財源

国庫支出金、地方債、分担金及び負担金、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、

繰越金等

イ 「臨時的収入」と「経常的収入」の区分は、おおむね次に掲げるような収入を臨時的収入とし、その他の収入を経常的収入としている。

(ア) 地方税のうち、法定外普通税及び適用期限のある超過課税分

(イ) 地方交付税のうち、特別交付税、震災復興特別交付税

(ウ) 財産収入のうち、不動産売却収入、物品売却収入、生産物売却収入（常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く。）、基金運用収入

(エ) 分担金及び負担金（ただし、社会福祉施設等に対して入所を委託している場合に係る個人負担金を除く。）

(オ) 寄附金

(カ) 繰入金

(キ) 繰越金

(ク) 地方債

(ケ) 諸収入のうち延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む。）、受託事業収入、収益事業収入及び雑入（経常的に収入されるものを除く。）

(コ) 国庫支出金、使用料及び手数料のうち、建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源に充てるため収入されたもの

(サ) 国庫支出金のうち、各種利子補給金及び過年度分の清算に係る額（ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰り返し清算されるものの清算額は除く。）

(シ) 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）

(2) 性質別歳出の状況

臨時的経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時的経費とし、その他の経費を経常的経費としている。

(ア) 人件費のうち災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）

(イ) 行政整理、勸奨による退職に要した退職手当

(ウ) 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当

(エ) 補償金、欠損補てん金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く。）、小切手支払未済償還金

(オ) 補助費等のうち、法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの（法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金を含む。ただし、同繰出金のうち、上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）及び簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く。）、国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの及び

長期間設置されている公共団体等に対する負担金並びに補助金及び交付金として支出されるもの以外のもの

- (カ) 積立金、投資及び出資金、繰出金（法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く）を除く。）
- (キ) 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を越え、数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
- (ク) 公債費のうち、転貸債及び繰上償還に係るもの
- (ケ) 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
- (コ) 選挙の執行に要した経費（常時啓発の経費を除く。）
- (サ) 国勢調査その他特に大規模な統計調査及び臨時的統計調査のための経費
- (シ) 災害対策関係経費
- (ス) 工場誘致関係経費
- (セ) 国体開催、行幸啓等の大規模な記念行事又は全国的会議等の開催等に要した経費
- (ソ) 伝染病の発生に伴い特に多額の経費を要した場合の対策費
- (タ) 大規模な事務改善に要した経費
- (チ) 高等学校生徒の急増等の一時的現象に対して要した経費
- (ツ) 以上のほか単年度又は短期間の年度に限って要した経費

(3) 目的別歳出の状況

目的別歳出の内訳は、総務省令で定める区分に原則として準じている。したがって、都道府県において予算執行の便宜上これに準じていない場合には、本来のそれぞれの目的に再区分して計上している。

(ア) 議 会 費

議会の活動に要する経費で、主として、議員の報酬及び費用弁償、委員会の運営経費等を計上している。

(イ) 総 務 費

一般管理的経費をはじめ、警察費及び教育費に係るもの以外の職員の退職手当並びに恩給及び退職年金、財政及び会計管理経費、財政調整基金等積立金、減債基金積立金、支庁及び地方事務所等の経費、他の款に計上されない施設の維持管理費（建設経費を含む。）、前年度に過誤納となった税の還付金並びに普通財産管理のための経費等を計上している。なお、普通財産取得費は、「諸支出金 普通財産取得費」に計上し、その他の財産取得費は、それぞれの目的に応じた款項に分別計上している。

(ウ) 民 生 費

社会福祉、老人福祉、児童福祉及び生活保護等社会生活を保障するために必要な経費を計上している。

(エ) 衛 生 費

公衆衛生、結核対策、伝染病予防対策、環境衛生、食品衛生及び清掃等衛生的な生活環境を保持するために必要な経費を計上している。なお、病院事業会計及び公立大学附属病院事業会計等への繰出しを含めている。

(オ) 労 働 費

職業訓練、労働福祉及び失業対策事業等に係る経費を計上している。

(カ) 農林水産業費

農業、林業、水産業及び畜産業等に係る経費を計上している。

(キ) 商 工 費

商業、工鉱業及び観光事業に係る経費を計上している。

(ク) 土 木 費

道路橋りょう、河川海岸、港湾、都市計画及び住宅等に係る経費を計上している。

なお、開発公社等への出資金、貸付金等でそれぞれの款項に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を計上している。

(ケ) 警 察 費

警察官の給与（退職手当等を含む。）及び署、駐在所の建設等に要する経費を計上している。

(コ) 消 防 費

消防費の目的別歳出は、総務省令で区分されていないが、東京都のみは分別計上している。

(サ) 教 育 費

教育委員会及び事務局に要する経費をはじめ、義務教育職員及び事務職員の人件費（退職手当等を含む。）、高等学校、大学、特殊学校等に係る経費を計上している。

(シ) 災害復旧費

農林水産施設及び公共土木施設等の災害復旧に要する経費を計上している。

(ス) 公 債 費

公債事務関係職員の人件費及び備品購入費を除く、すべての公債関係経費を計上している。

(セ) 諸支出金

普通財産取得費には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費を計上している。

公営企業費には、他の款の目的によって区分されない交通事業、ガス事業、電気事業及び収益事業会計に対する繰出金、負担金、補助金、出資金及び貸付金を計上している。